

今年度は、選挙の年です。立候補される方は下記をお読みいただきますようお願いいたします。

公益社団法人 福岡県介護福祉士会

☆役員の義務と責任

義 務	内 容	法人に損害を与えた場合
善管注意義務 (一般社団・財団法人法64条、172条、民法644条)	理事、監事または会計監査人として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。	①法人訴訟 (一般社団・財団法人法111条、198条) ②社員代表訴訟 (一般社団・財団法人法278条) ※社団法人のみ
忠実義務 (一般社団・財団法人法83条、197条)	理事として法令・定款、社員総会決議を遵守して一般社団法人等のために忠実に業務を遂行しなければならない。	
競業避止義務 (一般社団・財団法人法84条、197条)	理事が競業取引を行なう場合には、事前に社員総会または理事会の承認を得なければならない。 ＜例＞法人が実施している事業と同種の事業を同地域に於いて理事が代表取締役を務める会社で行う場合	
利益相反取引回避義務 (一般社団・財団法人法84条、197条)	理事が利益相反取引を行なう場合には、事前に社員総会または理事会の承認を得なければならない。 ＜例＞理事が個人的に負担している債務を法人に保証させる場合	

○理事選挙において立候補する方は、特に「**競業避止義務**」にご留意ください。

○「**競業避止義務**」

理事には競業行為を避ける義務があります。

競業行為とは、理事が自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引（＊１）をすることを言います。

理事が自己または第三者のためにその法人が行う事業と同じ事業を行うと法人の取引先を奪うなど法人の利益を害する恐れがあります。

また、現在は法人が行っていないととも将来において法人が行う可能性がある事業についても同様です。

○法人の事業の部類に属する取引（＊１）とは

福岡県介護福祉士会が行う事業と同種の取引で、具体的には（介護に関する）啓発活動、講師の派遣、地方自治体の委託を受けての事業、イベント開催などです。また、その他将来展開する事業も該当する可能性があります。

なお、理事ご本人のみならず、当該理事が役員となっている別法人において同様の状況となっている（別法人が福岡県介護福祉士会と同種の事業を行っている）場合も競業避止義務違反となる恐れがあります。

○理事が競業取引を行う場合、理事会の承認を受けなければなりません。

○退任後においては、競業避止義務は生じないとされています。

以上